

平成28年度第1回行政不服審査会次第

日 時：平成28年7月7日（木）
午前11時から正午まで
場 所：市役所3階301会議室

1 委嘱状の交付

2 市長挨拶

3 会長及び職務代理者の選出

4 議 題

(1) 行政不服審査会の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～4

(2) 審査会の開催日程について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5～6

行政不服審査会の概要

1 行政不服審査制度とは

- (1) 行政処分に関し、国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる手続
- (2) 簡易迅速な手続により、手数料無料で国民の権利利益を救済

2 行政不服審査法の改正について

行政処分に関し、国民が行政庁に不服を申し立てる制度（不服申立て）について、「公平性の向上」、「使いやすさの向上」等の観点から、行政不服審査法（以下「法」という。）が全面的に改正（平成 26 年 6 月 13 日公布・平成 28 年 4 月 1 日施行）されました。

3 旧行政不服審査法との主な違い

(1) 公平性の向上

- ア 審理において、職員のうち処分に関与しない者（審理員）が、両者の主張を公正に審理（法第 9 条）
- イ 裁決について、有識者から成る第三者機関が点検（法第 43 条）
- ウ 審理手続における審査請求人の権利を拡充
証拠書類等の閲覧や謄写、口頭意見陳述における処分庁への質問等

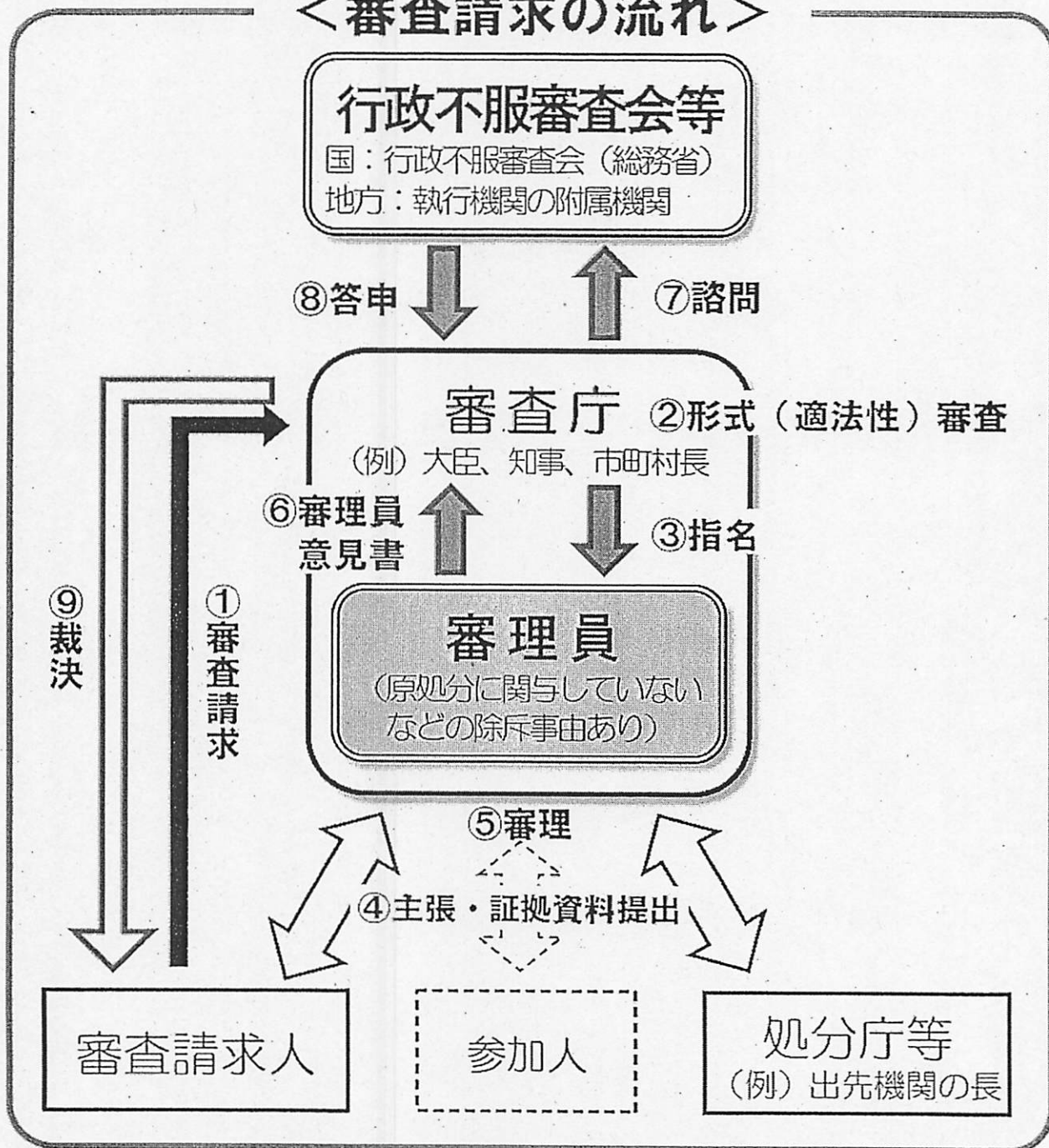
(2) 使いやすさの向上

- ア 不服申立てをすることができる期間を 60 日から 3 か月に延長（法第 18 条）
- イ 不服申立ての手続を審査請求に一元化

4 行政不服審査会の所掌事務

行政不服審査会は、行政庁の処分又は不作為についての審査請求の裁決の客観性・公平性を高めるため、実施機関の諮問に応じて、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含め、審査庁の判断の妥当性をチェックします。

< 審査請求の流れ >



みよし市条例第2号

みよし市行政不服審査会条例をここに公布する。

平成28年3月25日

みよし市長 小野田 賢 治

みよし市行政不服審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第4項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の機関の名称は、みよし市行政不服審査会（以下「審査会」という。）とする。

(所掌事務)

第3条 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員の守秘義務)

第6条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第7条 審査会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第9条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第6条の規定は、専門委員について準用する。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、審査請求担当課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第12条 第6条(第9条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正)

2 みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例(昭和31年三好村条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表情報公開・個人情報保護審査会委員の項の次に次の1項を加える。

| | |
|-----------|--------------------------------|
| 行政不服審査会委員 | 日額 7,000円 ただし、弁護士は日額20,000円 |
|-----------|--------------------------------|

平成28年度 みよし市行政不服審査会日程表

【平成28年度】

| 回 | 開催日 | 曜日 | 時間 | 開催場所 |
|---|------------|----|---------|----------------|
| 1 | 平成28年7月7日 | 木 | 午前10時から | みよし市役所3階301会議室 |
| 2 | 平成28年9月 日 | | 時から | みよし市役所 |
| 3 | 平成28年11月 日 | | 時から | みよし市役所 |
| 4 | 平成29年1月 日 | | 時から | みよし市役所 |
| 5 | 平成29年3月 日 | | 時から | みよし市役所 |
| 6 | | | | |

※不服申立てによる審査会の開催日は、原則2か月ごとの案件を翌月の審査会に審査します。

※不服申立てによる審査会案件等がない回(月)は、開催しません。

みよし市行政不服審査会委員名簿

| 委員名 | 区分 | 連絡先 | 電話 |
|------------------|----------------|--|---|
| さかぐちよしゆき 坂口良行 | 弁護士 | 444-0864 岡崎市明大寺町道城ヶ入34-18 (坂口法律事務所) | 0564-54-5466 |
| なんやなおたか 南谷直毅 | 弁護士 | 460-0002 名古屋市中区丸の内3-19-1 ライオンビル9F (南谷法律事務所) | 052-957-3236 |
| くらはしよーこ 倉橋洋子 | 大学教授 | 470-0207 みよし市福谷町西ノ洞21-233 (東海学園大学事務局) | 0561-36-5555 |
| きよたゆうじ 清田雄治 | 大学教授 | 448-8542 刈谷市井ヶ谷町広沢1番地 (愛知教育大学研究室) | 0566-26-2503 (共同研究室外線番号 0566-95-0178) |
| ふかやようこ 深谷陽子 | 司法書士 (住民代表) | 470-0224 みよし市三好町上141番地12 (中嶋・深谷合同事務所) | 0561-32-3230 |

(事務局)

| 役職 | 氏名 | 連絡先 |
|------------|----------------|--------------|
| 総務部長 | いとう きんじ 伊藤 欽治 | |
| 総務部参事 | さとう まきみ 佐藤 正美 | |
| 総務部次長 | さか いきいち 酒井 喜市 | |
| 総務専門監兼総務課長 | みぞ ぐち ひろし 溝口 洋 | |
| 総務課副主幹 | かい ぼり たかし 海堀 崇 | 0561-32-8000 |
| 総務課主任主査 | つか さき ひとし 塚崎 仁 | 0561-32-8000 |
| 総務課主査 | くの よしと 久野 良人 | 0561-32-8000 |